

陳情第39号	受理年月日	平成29年6月21日
付託委員会	経済港湾委員会	
件名	「(仮称)一億総活躍総労働法」の検討について	
要旨	<p>介護に引きずられ職を失う者、仕事により障害を負った者、孤独死する者、資格を持ちながら何度応募しても採用にならない者などがある状況下において、仕事のあっせんを行う公共職業安定所が気軽に利用できる場所がない。</p> <p>については、市長に対し、別記の事項を内容とする「(仮称)一億総活躍総労働法」の制定について国に上奏するよう求めています。</p>	

(別記)

- 1 我が国においては、少子高齢化により労働力が不足している。また、本来、勤労の義務が現憲法で制定されており、全ての国民はそれを遂行しなければならない。
- 2 1の目的を達成するため、18歳以上の国民及び長期在住の住民は、次の者を除き、公共職業安定所に求職の登録を行わなければならない。なお、求職の登録をした者のうち下記の者は、年1回現況届を提出し、求職のあっせんが必要ない、あるいは注意を必要とすることを報告する義務がある。
  - (1) 仕事を行っている者（要証明書）
  - (2) 病気等で仕事ができない者、仕事がしにくい者（要証明書）
  - (3) 財力があり仕事をしたくない者（要証明書）
  - (4) その他、学業などで自発的に仕事のあっせんと拒む者や就職にハンデのある者
- 3 公共職業安定所は、求職者に対し生存権の保障を行うために、積極的に仕事のあっせんを行う義務がある。ただし、職業選択の自由等により、強要をしてはならない。公共職業安定所が長期間、求職者に現状の確認及び仕事のあっせんを行わず、これを放置した場合、その求職者は求職活動を行った者と同等の権利を有する。

なお、仕事のあっせんは、特定の求職者に記録が証明できる文書で行うことで、第三者に対する効力が認められるものとする。
- 4 公共職業安定所は、求職者の多種多様性を尊重するため、あらゆる形態の合法である仕事を紹介できるように整備しなければならない。
- 5 公共職業安定所は、危険な業務や高度な業務等に関し、免許や資格、経験を十分に考慮しなければならない。
- 6 公共職業安定所は、求人に関して著しく条件が不安定な募集をしている事業主に、労働時間の改善等の提案を文書で行うことができる。ただし、これに対し事業主への強制力はないが、事業主は拒むことはできない。
- 7 公共職業安定所では、派遣会社の登録代行業務も行うことができるようにしなければならない。
- 8 公共職業安定所では、全ての業務を電子による手続で行うように改善しなければならない。
- 9 公共職業安定所では、職業訓練のほか、資格に関する適切な情報も提供するように改善しなければならない。
- 10 公共職業安定所で仕事が決まらない者は、国がその財力を適切に調査した後、国民の生活を保障しなければならない。